



Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 要人往来（沖縄要人来日、訪米）（立法院議員4名昭41.3.6～12 外務省外交史料館レファレンス番号：H220421）
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(2)No.1 公開日：平成22年11月26日 外務省外交史料館管理番号：A'.3.0.0.7-1(16) CD・DVD番号：H22-004
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43314
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

立法院議員 4 名

附
4
3
6
5
12

立法院9正式代表とことあり、都合のつり、9月10日臨時内合

大森秘書官に連絡済み。

3/9.

北米局長

参事

北米課長

沖縄立法院議員、
外務大臣に表敬希望の件。

昭41.3.7
北米課

今般、下記。沖縄立法院議員4名が
3月1日、立法院議会議決に即し、院代表として

東京、外務大臣に表敬(約10分間)、陳情
(注)首、特達局の申入れあり。

尚、一行は11日迄滞在予定。
(全曜)

記

民主党 垣花恵昌

社大党 知花英夫

社会党 岸本利実

無所属 浜端春栄

3/11 大臣の都合が不明

要請書

琉球政府立法院

決議第一号

沖繩県民の国政参加に関する要請決議

沖繩は、日本の国土の一部であり、沖繩県民は、明らかに日本国民である。従つて沖繩の県民が、国政に参加することは当然の権利である。しかるにその行使が二十年余の長きにわたつてアメリカの施政権を理由に阻まれ、沖繩問題が県民の参加なしに国会において処理されてきたことは承服できない。

琉球政府立法院は、この国民としての当然の権利を行使するため、沖繩県民の国政参加に関する要請決議を三度行ない、これを本土政府及び国会に要請してきたが、今日までその実現を見ていないことは誠に遺憾である。

よつて本土政府及び国会は、沖繩県民の日本国民として保有する国政参加の権利を行使させるため、公職選挙法その他関係法規を整備し、すみやかに沖繩県民を国政に参加させる措置を講ぜられるように強く要請する。

右決議する。

一九六六年二月十一日

琉球政府立法院

決議第二号

国会に沖縄問題対策特別委員会を設置する
ことを要請する決議

第二次世界大戦において世界に類例を見ない惨禍を被つた沖縄は、戦後も引き続き米国の占領するところとなり、その支配は二十年余の長期に及んでいる。その間、県民は絶えず祖国復帰を要求し続けて来たが、未だにその実現のきざしさ見えぬことは、誠に遺憾である。

国会は、沖縄返還を国民の最重要課題として、その解決のための具体的な方策を調査審議すべく、国会に沖縄問題対策特別委員会をすみやかに設置するよう強く要請する。
右決議する。

一九六六年二月十一日

琉球政府立法院

決議第三号

戦前における郵便貯金、年金及び簡易保険 等の早期支払に関する要請決議

沖縄県民の戦前における郵便貯金、年金及び簡易保険等の支払が戦後二十年余の今日に至るまで未解決のままに置かれていた。その総額は、口数約三十九万六千余件、額面金額約八千九百万余円の多額である。預金者である県民は、これが早期支払を要求し続け、琉球政府立法院も再三に亘り決議をもつて政府に要請してきたがいまだに解決を見てないことは誠に遺憾である。

これらの預金等は、当時の国策遂行の為に強制的に行なわれ、乏しい生活の中から貯蓄された資産であり、またその預金者の多くが老令に達しており、これが早期支払を強く要求されている。

本土政府、琉球政府、預金者等からなる支払方法研究のための委員会を設置し、沖縄関係のこれら資産に対してなされた凍結、物価等による貨幣価値及び県民の受けた損失

等の特殊事情を十分に御斟酌の上、特別措置を講じられ早期支払を開始されるよう院議をもつて要請する。

右決議する。

一九六六年三月一日

琉球政府立法院